

## 「 広島労働局労働基準部長通知 と 参考情報 」

### ● 広島労働局労働基準部長通知からの通知

令和 4 年 1 月 1 3日付け広労基発 0113 第 1 号

#### 「労働安全衛生法に基づく安全データシート（SDS）の記載に係る留意事項について」

規制対象の候補となる化学物質、義務化予定年度は、次のとおりです。

- **234 物質**について、令和 3 年度中に労働安全衛生法施行令を改正し、令和 6 年 4 月 1 日の施行（義務適用）が予定されています。
- **675 物質**について、令和 4 年度中に労働安全衛生法施行令を改正し、令和 7 年 4 月 1 日からの施行（義務適用）が検討されています。
- **827 物質**について、令和 5 年度中に労働安全衛生法施行令を改正し、令和 8 年 4 月 1 日からの施行（義務適用）が検討されています。

これらは、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所のHPへ公開されています。（URL は次のとおりです。）

[https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken\\_report.html](https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html)

なお、これらについては、令和 3 年度から 5 年度にかけて、パブリックコメント等の手続きを経て、順次規制対象物質に追加されることが予定されています。

### ● 部長通知に記載されています「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」は、厚生労働省HPの [こちら](#) をご覧ください。

（参考情報）

- 化学物質に関する GHS 対応モデルラベル・モデル SDS などの情報は、「[職場のあんぜんサイト](#)」の「化学物質」をご覧ください。
- 労働安全衛生法に基づく新規化学物質関連手続きについては、厚生労働省HPの [こちら](#) をご覧ください。